

公立大学法人福山市立大学が徴収する料金の上限を定める件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人福山市立大学が徴収する料金の上限を次のとおり定める。

記

1 入学検定料、入学料及び授業料

(1) 学部の学生

- ・入学検定料 17,000円（転学、編入学又は再入学に係る入学検定料は30,000円）
- ・入学料 市内の者 253,800円
市外の者 423,000円
- ・授業料 年額535,800円

(2) 大学院の学生

- ・入学検定料 30,000円
- ・入学料 市内の者 253,800円
市外の者 423,000円
- ・授業料 年額535,800円

(3) 研究生

- ・入学検定料 9,800円
- ・入学料 市内の者 84,600円
市外の者 126,900円
- ・授業料 年額356,400円

(4) 科目等履修生

- ・入学検定料 9,800円
- ・入学料 市内の者 28,200円
市外の者 42,300円
- ・授業料 1単位につき14,800円

(5) 聴講生

- ・授業料 1単位につき14,800円

(6) 特別聴講学生

・授業料 1単位につき14,800円

2 講習等の受講手数料

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項の規定に基づく免許
状更新講習 講習1時間につき1,000円

3 証明書の交付手数料

1通につき300円

4 その他

前3項に定めるもののほか、公立大学法人福山市立大学が料金を徴収する必要がある
場合 実費相当

附 則

この定めは、令和3年4月1日から施行する。